

令和2年第2回

北竜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年2月21日(金) 午後1時30分から午後2時10分

2. 開催場所 すこやかセンター 2階 会議室

3. 出席委員 (10人)

11番 水谷 茂樹 (会長)	9番 出口 宜伸 (会長代理)
1番 高田 秋光	2番 北清 裕邦 3番 藤崎 正雄
4番 松田 力	5番 善岡 浩樹 6番 大場 信一
7番 川本 和幸	8番 中村 広治 10番 植松 春雄

4. 欠席委員 (1人) 北清裕邦

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の選出	3番 藤崎 正雄・9番 出口 宜伸
第2 会議書記の指名	南局長、中村主査、滝上推進員、手嶋主事
第3 農政報告	なし
第4 農業委員会会務報告	
第5 議事参与の制限	なし
第6 報告第2号 農業者年金(新制度・特例付加年金) 裁定請求の進達 について	1件
第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利 用集積計画について	賃貸3件 贈与2件 売買2件
第8 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第16条の規定による要請につ いて	1件
第9 協議第1号 農地の斡旋について	

6. 農業委員会事務局職員

南 秀幸事務局長・中村奨平主査・滝上和昭農地推進員・手嶋啓太主事

7. 参与

細川直洋産業課長

事務局長（南）	<p>只今から、令和2年第2回農業委員会総会を開会します。 水谷会長に挨拶をいただき議事の進行をお願いします。</p>
議長（水谷）	<p>記録的な少雪ということで、いままでにありません。 上川・空知の大きなダムでは、貯水を始めたそうです。 このままだと、田植えが出来るのだから、ちょっと不安になって来るぐらい雪が少ないです。 振興局の方では、手を打ってそのようなお触れを出したそうです。 米が主体のところですから、春作業まで降ってもらいたい、作業に支障がある雨も困りますし、どのような春になるか想像がつきません。 2週間前の農業新聞ですが、2018年食糧事情ということでなっていました。1世帯2.8人の買うお米の値段は、2.35万円となっていました。その前の年よりかなり下がっています。パン食が、3.7万円となって上がっています。 外食が17万円で、同時に野菜・肉が売れなくなって来ています。 家庭で米を買って、米を炊いて食べるのがかなり減ってきている。 その分外食の方に消費してくれば良いのですが。 今、大坂に米売りに行っていますが、そのような米の売り方も限界が見えて来ているのではないかと思います。 外食の方にも手を伸ばさなければならぬのかと思います。</p>
議長	<p>それでは、令和2年第2回農業委員会総会を開会いたします。 本日報告1件、議案2件、協議1件と審議致します。</p>
議長	<p>日程第1 会議録署名委員について、3番 藤崎委員、9番 出口委員を指名させていただきます。</p>
議長	<p>日程第2 会議書記には、事務局 南局長、中村主査、滝上推進員、手嶋主事を配置します。</p>
議長	<p>日程第3 農政報告について 細川課長お願いします。</p>
課長（細川）	<p>ありません。</p>

議長

日程第4 委員会会務報告について、事務局から報告願います。

事務局長

【4ページ朗読説明する。】

議長

日程第5 議事参与の制限についてはありません。

議長

日程第6 報告第2号 農業者年金（新制度・特例付加年金）裁定請求の進達について説明願います。

事務局長

5ページをお開きください
報告第2号 農業者年金（新制度・特例付加年金）裁定請求の進達について

独立行政法人農業者年金基金法施行規則第15条の規定に基づき、別紙の者に係わる特例付加年金裁定請求書を進達したので報告する。

令和2年2月21日 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

6ページをご覧ください。 特例付加年金 受理番号 40
年金請求者 [REDACTED]
後継者 [REDACTED]
進達日 令和2年2月10日
年金加入期間 平成14年1月1日より平成27年12月31日まで、156か月です。

平成30年総12月の総会において後継者移譲を完了しております。今回、[REDACTED]さんが65歳到達いたしましたので裁定請求をいたします。以上で説明を終わります。

議長

質問等ございますか。

委員

【質疑なし】

議長

日程第7 議案第4号

農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明願います。

事務局長

8 ページをお開き下さい。

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、北竜町から決定を求められた、別紙の農用地利用集積計画について議決を求め

る。
令和 2 年 2 月 21 日 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

次のページをご覧ください。

番号 2-賃-5

利用権の設定を受ける者 和 [REDACTED] さん

利用権の設定者は、 和 [REDACTED] さん

借主の農業経営状況は記載のとおりです。

契約期間終了に伴う、賃貸借の再契約です。

契約期間は、契約期間は、令和 2 年 2 月 25 日から令和 6 年 12 月 31 日までです。

賃貸料は、3,700 円で、反当 3,000 円で面積 12.4 a です。

支払いは、毎年 11 月 30 日までに指定口座に支払う。

土地の所在は、和 50-4 外 1 筆で、地目は、全て畑です。

地積面積 1,239 m²です。

資料の 1 ページに該当地の航空写真が添付しております。

以上説明を終わります。

議 長

このことについて、質疑等ございますか。

委 員

【質疑等なし】

議 長

質疑等がありませんので採決します。

承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号 2-賃-5 については、原案通り承認されました。

議 長
事務局長

次に 番号 2-賃-6 説明をお願いします。

9 ページをご覧ください。

番号 2-賃-6

利用権の設定を受ける者 碧水 [] さん

利用権の設定者は、 碧水 [] さん

借主の農業経営状況は記載のとおりです。

契約期間終了に伴う、賃貸借の再契約です。

契約期間は、契約期間は、令和 2 年 2 月 25 日から令和 11 年 12 月 31 日までです。

賃貸料は、174,000 円で、反当 10,000 円です。

今回は、[] さんと賃貸をしていましたが、契約期間が終了して [] さんと新たに契約しています。

支払いは、毎年 11 月 30 日までに指定口座に支払う。

土地の所在は、碧水 131-4 1 筆で、地目は、田です。

地積面積 18,296 m² 水張り 174a です。

資料の 2 ページに該当地の航空写真が添付しております。

以上で説明を終わります。

議 長

このことについて、質疑等ございますか。

委 員

【質疑等なし】

議 長

質疑等がありませんので採決します。

承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号 2-賃-6 については、原案通り承認されました。

議 長

次に 番号 2-賃-7 の説明をお願いします。

事務局長

10 ページをご覧ください。

番号 2-賃-7

利用権の設定を受ける者 和 [redacted] さん

利用権の設定者は、西川 [redacted] さん

借主の農業経営状況は記載のとおりです。

契約期間終了に伴う、賃貸借の再契約です。

契約期間は、契約期間は、令和2年2月25日から令和6年12月31日までです。

賃貸料は、78,000円で、反当3,000円です。

前借り受け者は、[redacted] 賃貸します。

支払いは、毎年11月30日までに指定口座に支払う。

土地の所在は、三谷137-1外14筆で、地目は、全て田です。

地積面積28,971㎡ 水張り263aです。

資料の3ページに該当地の航空写真が添付しております。

以上で説明を終わります。

議長

このことについて、質疑等ございますか。

委員

【質疑等なし】

議長

質疑等がありませんので採決します。

承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号 2-賃-7 については、原案通り承認されました。

議長

次に 番号2-贈-1の説明をお願いします。

事務局長

11ページをご覧ください。

番号 2-贈-1

所有権の設定を受ける者 和 [redacted] さん

所有権の設定者は、和 [redacted] さん

借主の農業経営状況は記載のとおりです。

贈与による所有権移転

移転時期は、令和2年2月25日

土地の所在は、[REDACTED] 1筆で、地目は、田です。

地積面積1,266㎡です。

資料の4ページに該当地の航空写真が添付しております。

以上で説明を終わります。

議長

このことについて、質疑等ございますか。

委員

【質疑等なし】

議長

質疑等がありませんので採決します。

承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号2-贈-1については、原案通り承認されました。

議長

次に2-贈-2を説明願います。

事務局長

12ページをお開き下さい。

番号 2-贈-2

所有権の移転を受ける者 和 [REDACTED]さん

所有権の移転をする者 和 [REDACTED]さん

農業経営状況は、記載のとおり

贈与による所有権移転

移転時期は、令和2年2月25日

土地は、[REDACTED] 1筆で地目は、田です

資料の5ページに該当地の航空写真が添付しております。

以上で説明を終わります。

議長

このことについて、質疑等ございますか。

委 員

【質疑等なし】

議 長

質疑等がありませんので採決します。
承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号 2-贈-2については、原案通り承認されました。

議 長

次の 2-売-5 と 2-売-6 の説明願います。

事務局長

13 ページをお開き下さい。

番号 2-売-5

所有権の移転を受ける者 札幌市 北海道農業公社

所有権の移転をする者 和 [REDACTED]

売買による所有権移転

移転時期は、令和2年2月25日

売買価格は、[REDACTED]円

水張面積 487 a が反当 300,000 円と 39 a が反当 280,000 円

対価の支払い期限は令和2年4月13日まで。

引渡の時期は、対価の支払い日

土地は、和 [REDACTED] 外 6 筆 地目は、全て田です。

資料の 6 ページに該当地の航空写真が添付しております。

以上で説明を終わります。

次に、番号 2-売-6

所有権の移転を受ける者 札幌市 北海道農業公社

所有権の移転をする者 和 [REDACTED]

売買による所有権移転

移転時期は、令和2年2月25日

売買価格は、[REDACTED]円

水張面積 411 a が反当 300,000 円と 16 a が反当 280,000 円

対価の支払い期限は令和2年4月13日まで。

引渡の時期は、対価の支払い日

土地は、和 [REDACTED] 外 11 筆 地目は、全て田です。

資料の 7 ページに該当地の航空写真が添付しております。

以上で説明を終わります。

議 長

質疑等ありますか。

委 員

【質疑等なし】

議 長

質疑等がありませんので採決します。
承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号 2-売-5 と 2-売-6 については、原案どおり承認されました。

議 長

日程第 8 議案第 5 号
農業経営基盤強化促進法第 16 条の規定による要請について説明願います。

15 ページをお開き下さい。

議案第 5 号

農業経営基盤強化促進法第 16 条の規定による要請について

所有権移転に係るあっせん申出を別紙のとおり受理したが、利用権設定等が早期には困難であるため、北海道農業公社による買入協議を北竜町に要請することについて議決を求める。

令和 2 年 2 月 21 日 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

事務局長

16 ページをお開き下さい。

受理番号 2-買-3

申出者 和

利用調整結果

申出者が所有する農地は、優良農地と判断されるが、当面地域の担い手に集積するのに時間を要するため合理化法人に買入協議が必要と判断される。(令和 2 年 2 月 7 日利用調整会議に於いて決

定)

土地の所在は、和 [] 外4筆
地目は、全て田で地積面積 57,137 m²です。
資料の8ページに該当地の航空写真が添付しております。
以上説明を終わります。

議長

このことについて、質疑等ございますか。

委員

【質疑等なし】

議長

質疑等がありませんので採決します。
承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

受理番号 2-買-3については、原案通り承認いたします。

議長

次に協議第1号
農地の斡旋について、説明願います。

事務局長

15ページをお開き下さい。
協議1号
農地のあっせんについて

[]内の農地の斡旋について、不成立となったため協議する。

令和2年2月21日 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

このことについて、資料はありませんが、前回の適正委員会で、[]さんの売買案件があり、和地区内で、2名の方より申し出があったのですが、合意に達せず流れてしまいました。今後の農業委員会としての方針を協議したいと思います。

議長

2人の希望者がおりましたが、話が折り合わず不成立でしたが

その経過について地元の川本委員より話してもらいますので宜しくお願いします。今後もこのようなケースがあるかと思しますので宜しくお願いします。

川本委員

集会で皆さんに話したところ2名の方が買いたいということで申し出がありました。

その旨■■■さんに話をしました。

■■■さん何か要望があるか伝えました。

■■■さんは、いろいろ言われました。

■■■さんが持って行く、土地のばら売りはしない、1件に売りたい、住宅と納屋の固定資産税は、自分の居る間は、自分で支払う。

そして、今年度■■■さんのところは面工事が始まりますが、工事のことは関係無しに、評価額32万円で買ってもらう。

後に追加で言われたのですが、■■■付けない、いずれも満たさなければ、売らないと言われました。

そのことを2人の希望者に伝えたら、2名は、「今回は、購入を見送ります。」ということになりました。

2名が購入を見送る事を■■■さんに伝えると、■■■さんは、「俺が購入相手を探すので、もう宜しいです。」と言われました。

それから1週間後ぐらい経って、■■■さんから「■■■買ってくれる人がいるので後は、宜しくお願いする。」と言われました。

先日、私と水谷会長、松田委員さんの3人で集まり今回の案件について協議しました。

議長

似たような案件は、昨年植松委員が買った■■■土地も色々な問題を引きずって、斡旋不成立という型で、全町斡旋に掛ける直前に、植松委員が判断して買っていただいたのですが、今後もそのような事が起こりうる可能性があります。

現実のところ、全町斡旋といってもやっぱり隣の地区で、優先は、隣の営農組合からとなります。実際、和地区は板谷の人が耕作していますので、効率的な農業を進める上でも、板谷から斡旋を掛けたいと先ほどの集まりで話を致しました。

この事は、了承いただけますでしょうか。

実際に、美葉牛とか恵北から来て耕作することは現実的ではありません。

まず、一旦農業委員会内で、斡旋を掛けていただいたと言うことであります。

その後、板谷の方でどうなっていますか。

松田委員


その話を頂きまして、2月18日に板谷営農組合全戸（20戸）にFAXをして、2月20日の午後5時から集まって下さいと連絡しまして通知しております。

委員

【了 承】

議長

できるだけ農業委員さんの努力で斡旋をしていただき、だめな場合には、全体協議に入りたい。

例えば、やっとな最近建物を壊し、更地にする事が条件になったが、建物を壊さず購入者に渡す事を条件にするなど、このことは、でも裁判沙汰になりそうになった事もあるし、そこまでは行きたくない。

なるべく、あとあと受ける人が、受けやすい型にしてやることも役目である。

今後もそのような事が出てくるかも知れませんが、その様な場合、事務局の滝上さんなどに相談していただき、協議に入りたいと思います。

この件に関して宜しいですか。

中村委員

確か、この案件は、面工事費のことも絡んでいるのですが、

議長

特殊な案件として捉えて下さい。

中村委員

わかりました。

議長

この件に関して了承と言うことで宜しいですか。

委員

【了 承】

議長

続いて同じような案件ですが、滝上推進員より説明願います。

推進員（滝上）

板谷地区で[]さんが斡旋申し出をしていたもので、ご存じであると思いますが、板谷では希望者がおりません。

土地が、[]
[]の田んぼです。

ここは、三谷地区になりますが、三谷地区でも受け手がおりませんので、西川の方が買いたいととのことで、大場委員さんをお願いをしていたのですが、結局、[]諸々ありまして、断念したと言うことで、[]が困るなど言うことで和の方をお願いした様です。

買うことを前提にお願いしたいと、今年の営農計画では、売買することを見ていないので、[]

[] どう
でしょうか。

そのような事 []
されております。

事務的には、[]
[]

いい条件の土地ならばこんなことは、起きないと思います。現象としては先ほどの案件と同じような事であります。

議長

これは、一回成立した案件がひっくり返ったものです。
この土地を買う方は、買うことが出来るのですか。

推進員

100万円以下なので大丈夫だと思います。

議長

[]
またみんなで集まって斡旋をし直すことになるなどのこともあります。今回はそのような経過を経ていることを報告致します。

条件の悪い土地に関して、今までもありましたが今後も出てくると思います。

次は、私の地元の話となります。美葉牛で畑の斡旋が出たので

すが、その土地は、耕作者本人もトラクターをひっくり返しており、作付けが命がけのようです。

地元では、誰もが引き受けて作ろうとしない土地で幹旋もできません。

きつとこの様な土地が、今後も出て来ると思います。

作業の危険性もありますが、その他生産性が悪く全く作物が取れないなど一杯問題のある土地があると思います。

今まで、そのような土地は、価格を安く引き受けて来ていましたが、そのような農地がお荷物になるとおもいますし、絶対なつて来るとおもいます。

今後 JA などと話合って行かなければならないと思います。

皆さんの中で何かございますか。

委 員

【意見無し】

議 長

それでは、今日の審議、全てを終了いたします。

議 長

1 番委員

9 番委員